

【縁切寺研究余話 2】

井上ひさし『東慶寺花だより』を読む

高木 侃

1 はじめに——2010年出版の時代小説



『東慶寺花だより』表紙

縁切寺を素材とした文芸をとりあげてゆく研究余話だが、今回は作家・井上ひさしの『東慶寺花だより』（文藝春秋刊）を取り上げる。小説に描かれた東慶寺について語るが、内容の一部は文学部の講座である、いわゆる「小説素材論」の態をなす。これの出版は、2010年11月のことであり、絶筆というわけではないが、遺作（最後の著作）となった感がある。この作品はもともと『オール読物』（講談社）に平成10年4月号から平成20年5月号まで、折にふれて連載されたもので、あらためて文藝春秋から単行本化されたものである。全15章からなり、もともとは女名が表題であったが、単行本化するにあたって、それぞれの章に第

一話は「梅の章 おせん」というように、花と女名で章立てされている。花名を列挙すれば、梅に続いて、桜・花菖蒲・岩菘いわたばこ・花槐はなえんじゅ・柳・蛍袋おにうこぎ・鬼五加つわ・白萩・竹・石路・落葉おうばく・黄蘗たて・蓼・藪椿となっている。この小説の時代背景は、「桜の章 おぎん」に東慶寺22世住職玉淵尼が病身のため退山（1737年）したのは、70年前とあるので、1807（文化4）年のことであり、「花菖蒲の章 おきん」に1810（文化7）年の離縁状がみられるので、井上はこのころの話と設定されたと思われる。また蔭涼軒院代・法秀尼がときどき登場していることも同時代であることがわかる。

この小説は話の展開、そこにもりこまれる話題、奇想天外の結末などなど、興味は尽きないが、ここでは縁切寺研究者としての側面から、作者の執筆動機にふれ、第一話を読んでみよう。

2 作者の執筆動機

i 井上の江戸・明治女性への想い

岩波書店のPR誌に『図書』という冊子がある。その平成13年12月号で井上ひさしは、「明治文学への新しいアプローチ」をテーマに十川信介（学習院大学教授・近代文学）と対談している¹⁾。そのなかで、「女性の受難のはじまり」の小見出しにつづいて井上は次のように語っている。

明治の女性の話でいえば、縁切寺についてお書きの高木^{ただし}侃さんの本を愛読しているのですが、江戸後半になりますと、各農村で稲ばかりでなくて換金作物をつくるわけですね。桑の木を植えて育てて、蚕を育てる仕事を全部女性がやる。それが即お金になるわけですから、女性のほうがむしろ働き者でお金を稼ぐ。とくに大都会近郊の農村ではそういう動きがあった。江戸時代の落語など、そのような威張っている忙しい女性がたくさん出てきますね。武士階級の奥さんたちだけが七去^{しちきょ}といった固い規範にしばられていて、それ以外の女性たちはほんとにのびのび生きていたことが、高木さんの本を読むとよくわかります。

なおかつ、奥さんが旦那さんと別れたいときには、ちゃんとお寺というアジール（避難所）があったのですね。ない場合は、そこの領主の門前に駆け込むとか、女性には離別の方法がはっきりあったわけです。二年間なら二年間そこで身をひそめてもう一度社会に出ると、再婚の口がばんばんかかってくる（笑）。男性の方はそれっきりです。

するとどうも、女性はずうっとつらい目にあってきたという考えは、武士階級の妻女の方々には当てはまるのですが、普通のひとたちのあいだではそれは通用しないかもしれない。むしろ女性のほうがお金をもって、世の中を闊歩していたという景色も見えるのです。

井上が愛読していたのは、拙著『三くだり半と縁切寺』（講談社現代新書、1992年3月）のことで、上に述べられている話も新書のなかにかいたことが、そのまま、あるいは増幅されて語られている²⁾。明治の初めに駆け込み寺が禁止になって以降、女性にとって非常に窮屈なものを一般国民に押しつけたのは明治民法で、「そこから女性のほんとうの苦勞

が始まった」と感じられたようである。

ii その執筆動機

そのような井上の江戸・明治の理解から、縁切寺への関心がつつつと沸いたに違いない。編集部を通じて一度、かれに便りを出したところ、のちに丁寧なご返信を頂戴した。「岩菘の章 おみつ」を書き上げた後の、平成10年11月のころであった。そのなかに井上の直接的執筆動機が読み取れる。

かれが東慶寺に興味を抱いたのは、古書店で偶然、小丸俊雄の『縁切寺松ヶ岡東慶寺史料』を入手したときだそうである。この本はガリ版刷りの私家版で、昭和35年に100部限定で刊行されたものだったから、だいぶ以前から関心を寄せていたものと思われる。そのあと、東慶寺前住職・故井上禅定師の『東慶寺史』など、数冊の本を入手され、ますますこの寺のことが頭から離れなくなったそうである。

執筆を決定づけたことが二つあったそうで、一つは事情があって鎌倉に住むことになったことと、もう一つは私の『三くだり半と縁切寺』との出会だったそうである。もちろん高木編著『縁切寺東慶寺史料』（平凡社、1997年2月）等も精読された様子で、書簡のなかで「明治の民法典を境に、婦人問題が、江戸期よりかえって後退していることを知って、小説にしたいと思いついたわけでございます。」と述べられている。そして「とにかくにも、同時代の読者の皆さんと共に、江戸期の婦人制度は、ひょっとしたら今よりも開明的であったかもしれない。そうすると明治維新というのはなんだったのだろう……」と、そういったことを考えたいとすることが直接の執筆動機であったと吐露されている。

3 梅の章 おせんの駆け込み顛末

i 舞台は御用宿－主人公とその周辺

さて、東慶寺へ駆け込む、さまざまな女性を描いて、それぞれ短編ミステリーの感があるが、舞台は駆け込み女の世話をした御用宿・柏屋である。そこには主人源兵衛³⁾夫婦とその娘美代、番頭の利平とその妻勝、それに遠縁で宿に居候をして番頭見習い修行の中村信次郎、23歳がいる。この信次郎が全編を通じての主人公といえる。かれは江戸蔵前の町医者西沢佳庵のもとで医者の修行をしていたが、『蚤蚊のみかしらみ風の大合戦』という滑稽本の作者でもあり、一人前の戯作者になるために柏屋の布団部屋にこもって戯作と格闘している

といった様子であった。とはいえ、4か月たっても原稿はできあがらず、いったん江戸に帰ることになる。その途中、丸髻の、富裕な町屋の妻女と思しき「おせん」と出会う。別名「駆け込み寺」と言われている東慶寺への駆け込み女と察し、道々尋ねたところによれば、おせんは、日本橋通り二丁目で唐物問屋・唐子屋の妻女であった。ところが、東慶寺に駆け込む女は、「髪ふり乱して般若のようになっているか」あるいは「腑抜けして幽鬼のようになっている」かの、どちらかだったのであるが、おせんの明るさはなんなのだろうか。戯作者として信次郎はそれが知りたくて、案内して柏屋にまた戻る破目になる。

ii 『蚤蚊虱の大合戦』

鍛冶ヶ谷でおせんを駕籠にのせて、東慶寺に向かうわけであるが、その道中おせんにねだられて、たった1冊出版した滑稽本『蚤蚊虱の大合戦』を語る次第となる。「洗濯^{せんたくだらい}盥^{せんたく}が御奉行所、これが話の心棒です。その洗濯盥の御奉行所が江戸市中の蚤仲間、蚊仲間、そして虱仲間をキッと叱り置くというのが話のあらましで……」と語り始める。まず冒頭の蚤への「触」の部分を用いる(26頁)。

のみ
蚤どもの義については、近年、みだりに相成り、四季の差別なく跳び歩き、寒中より
かゆ
痒がらせ候段、ふらちしごくに候。とりわけ夏は短夜^{みじかよ}にせせりおこし、たびたび寝不足に陥れ候段、わがまなることに候。前まへから相触れ^{あいふ}候^{そうらえ}ども、足早に跳び歩き、
暈のへり、あるいは敷合はせなどにかげを隠し候こと、けつしていたすまじく候。もし
右の者どもこれあるにおいては、さっそく指先にて押さへ取り、木枕の上にてパッチリ
といはすべきものなり。

こんな調子で話は始まる。井上の話の素材は、「東慶寺の本棚」⁴⁾のなかの一冊、『万物滑稽合戦記』(帝国文庫、博文館発行、明治34年)に採録された「蚤蚊虱狂言」⁵⁾だと思われる。当該部分を引用する(687~688頁)。

一のみ共の義は、冬春はゑんりよいたし、夏ばかりとせい致すはづの所、近年甚みたりに相成、四季のしゃべつなくとびあるき、かんちうよりかゆがらせ候段、しらみ同様にまぎらはしくふらちしごくに候、別て夏は短夜にせりおこし、度々うちつかせ候段、わがまなる事に候、前々相ふれ候へ共、其せつはあしばやにとびあるき、たみのへ

りあるひは敷合せなどにかげを
かくし候事、けつしていたすま
じく候、もし右ていのもの共
れ有においては、さつそくゆび
さきにておさへとり、木まくら
の上にてばっちりといわすへき
ものなり

下線部分を漢字に置き換え、
「別て」が「とりわけ」のように
若干字句の変更をなしている。と
ころで、種本「蚤蚊虱狂言」では、
表題と異なり「虱・蚤・蚊」の順
になっていたものを、井上は表題
の合わせたものか、「蚤・蚊・虱」
の順で登場させている。したがっ
て、不埒の前にあった「しらみ同
様にまぎらわしく」はあってはな
らず削除するなどしているが、お



「洗濯所より蚤虱蚊どもへ御申出之事…」表紙絵

おむね種本を読みやすくしたものと見える。叱り置く「触」は続いて蚊と虱にも申し渡される（ここでは割愛した）。いずれも「庶民の『大敵』ともいうべき害虫の生態と、その駆除の方法についての、生き生きとした描写には感嘆のほかない」とは、若林喜三郎の感想であり、さらに「この文書の面白さは、憎むべき三虫を農民に見立て、その違法行為のかずかずをあげて、刑罰を加えるという御触書の様式をなぞらえた趣向にあった」⁶⁾と述べている。この「触」に対しては、御請書が出されるのが通例である。「……洗濯盤御奉行所からの御申しに、こんどは蚤蚊虱の三カ仲間が口上書を呈します。そのくだりもやってみましょうか」と信次郎の問いかけに、おせん・駕籠かきも異議なく賛同、信次郎の物語る「蚤」の部分引用する（28頁）。

畏れながら書状をもつて言上つかまつり候。蚤仲間の義は、むかし垂仁天皇の天覧相

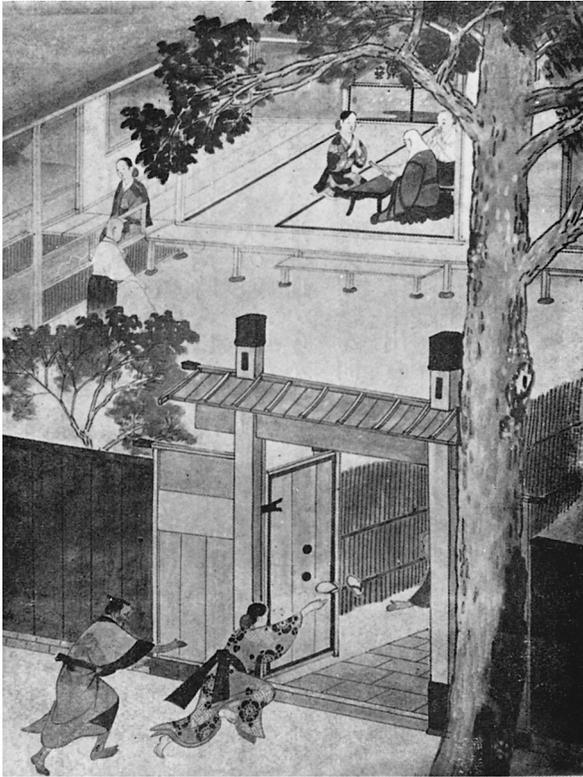
撲に召し出されたる出雲国の住人、野見すくねの末裔にて御座候。近頃、諸人、蚤取りと申す道具をこしらへ、鳥もちをもつて、われわれ仲間の者ども^{から}搦め取るなど、千万嘆かはしく存じ候。この義を御差止めくだされ候はば、以後は長逗留も仕らず、夏季に限つて渡世仕り候。なほまた、衣類を御震ひの節は、きつと立ち退き申すべき候。

触に違反しない旨の、つまり法令順守の請書であるはずが、見事な抗弁である。営業禁止の触れに対して、一番の難物「蚤取り道具・鳥もち」を差し止めくだされば、夏だけの営業にし、また衣類等を震われたらすぐに立ち退くと、抗弁したのである（蚊も虱も同様たくみに抗弁している）。この論理的な抗弁の様子が、日常の「御上」（支配者）に願書をしたためるときの参考になったものとみえ、当時の村役人層に好んで筆写されて広範囲に流布されている。福井県『小浜市史』にみられるほか、筆者所蔵の筆写本にも、地域は信州筑摩郡、出羽国由利郡、佐渡国羽茂郡、上野国甘楽郡のものなどがある⁷⁾。いずれにしても作家の引出しの多さと引用の面白さには舌を巻く。

iii 駆け込み作法

閑話休題。東慶寺に話を戻そう。『蚤蚊虱の大合戦』を語り終えると、すでに東慶寺の塀の脇、おせんは頭から髪搔きを塀のうちへ投げ込もうとする。信次郎がこれを止めると、おせんは「櫛であれ髪搔きであれ、はたまた草履であれ下駄であれなんであれ、身につけているものを東慶寺の中へ投げ込めば、それで駆け込みになるのでしょうか」という。信次郎は「それは追っ手がかかったときのことですよ」と追っ手のないときにはその必要はないと説得する。もう一つの縁切寺・満徳寺への駆け込みを描いた「駆け込み女の図」がある（次頁）。夫に追いつかれそうになった駆け込み女が草履を門内に投げ入れて、まさに草履が入った瞬間の様子である。これで草履の持ち主（所有者）の女が駆け込んだことになる。また草履は足に履くものであるから、女が足を踏み入れたことの象徴的、かつ代替的行為をあらわしたものといえる。

信次郎は、引き続きおせんに駆け込みの作法を聞かせる。「駆け込んだからといってその日から東慶寺のなかで暮らすことができるかといえば、そうは行きません」と宿屋の話。信次郎が居候していた柏屋のほか、「往来をはさんで柏屋と向かい合っているのが松本屋。松本屋のこっち隣り、御門の真向かいにあるのが仙台屋で、この三軒が東慶寺御用宿仲間をつくっている」⁸⁾として（32頁）、



満徳寺へ駆け入る女の図
(拙著『縁切寺満徳寺の研究』口絵)

「駆け込み人の身柄はひとまず御用宿が引き取る。これが御定法。やがて御用宿や寺役所でお調べがはじまる。お調べがすすむにつれて、妻方、^{つまかた}夫方^{おっとかた}双方から、証人が呼び出される。そういう人たちはみな御用宿に泊まらねばならない。これも御定法。お調べがすっかりすんだところで、はじめて御所住まいということになる⁹⁾。これまた御定法……」

そして、もう一つの御定法を教えた (33 頁)。

は松本屋。

妻方が仙台屋なら、夫方は柏屋。

そして妻方が松本屋なら、夫方は仙台屋。

妻方が柏屋泊まりなら、夫方

現在もそうだが、弁護士は原告・被告の双方代理はしない。「夫婦はべつべつの宿に泊まるから、争いはおこらない」と説明。二人が柏屋に戻ったとき、仙台屋の番頭がさっさと店に引っ込んでしまうという描写がある。以下の通り (33 頁)。

「ごらんなさい。仙台屋の番頭さんがさっさと店へ引っ込んでしまった。あれは……」

「……つまり、柏屋の居候さんが駆け込み女らしいのを連れているから、かならず柏屋に案内するにちがいない。となると、この件について、うちは係わりなし。……仙台屋の番頭さんは、そう踏んだわけですね」

妻方が柏屋泊まりなら、夫方は松本屋が宿泊先という宿屋間のきまり。これは筆者が唯一残った慶応2年の「日記帳」2冊の事例をたんねんに精査して見出した宿屋の協定である¹⁰⁾。さらに信次郎は駆け込みしたとたんにお金がかかることを教える(34頁)。

お取り上げ料として銭一貫文(千文)、
御役人へ銭一貫文、
御門番へ銭百文、合わせて、銭二千百文。

ところで、上記の金額は1849(嘉永2)年9月に駆け込んだ下総国相馬郡柴崎村(現千葉県我孫子市)名主川村磯右衛門娘「たい」一件¹¹⁾での費用の一部である。「たい」は実際には国元で離婚が成立したのであるが、東慶寺には復縁で決着したと届けたのである(復縁と離婚では礼金が大幅に違う)。そのときの御用宿への支払いは、宿泊代のほか、判銭代(代書料)、茶代などであり、上の金額は実は「たい」の事件解決の礼金であって、入山費用ではない。

iv おせんの離婚理由

駆け込み女については、宿屋から到着した旨を東慶寺に届ける(寺に駆け込んででも直ちに寺に入れたわけではなく、まず御用宿に預けられる)。したがって、宿の主人源兵衛から住所・氏名や離婚理由等を尋ねることになる¹²⁾。まずお尋ね者が否か、夫婦喧嘩は、夫に女は、原因は夫の酒か、それとも家業不精か、夫は醜^ぶ男^{おとこ}か、舅姑との不和か、いろいろ矢継ぎ早に尋ねるが、おせんは即座に打ち消す。喧嘩はこの15年一度もなく、女もなく隠し事はできず、まちがって下女の手にふれただけで、一日中顔を赤くしており、酒は一滴も受けつけず、身を粉にして働き、金使いが荒いどころか、よく拾ってくるくらいだという。その上「わたしがもってまいりました300両の持参金には手もつけません」と答えている。悩みといえば、「商いのこと」のようで、オランダ産の砂糖に妙味がなくなり、国内産砂糖を扱いたいのが夫の意向であるが、砂糖仲間から加入金300両が必要で悩んでいる様子。源兵衛からおせんの持参金をまわせばよいといえば、持参金はあくまでおまえのもので、手をつけるわけにはゆかない。まったく物堅い人、むしろ野暮堅い限りという。とはいえ、夫は完全無欠、おせんは結婚以来15年間、ずっと夫に恋をしていたそ

うである。

v 寺法離縁で決着

そこで、主人源兵衛はこの駆け込みの女「おせん」の筋書にすてきな大団円をつけることになる。番頭利平は、けげん顔の信次郎に「ごくたまにだが、仲がよすぎて離縁することもある。あせんさんののは、まさにそれだな」として（43～44頁）、

「妻を離縁するときには、夫は妻に手切金を払わなければなりません。これが天下の御法です。一方、妻が離縁を申し出たときはどうか。妻があくまで離縁を押し通すというなら、持参金は諦めなければなりません。きっぱり夫にくれてやる。これまた天下の御法です。つまり、おせんさんは、ご主人に三百両の持参金を使ってほしいのです」

「……なるほど」

「その金で国内産砂糖仲間に入れてもらいたいんですよ」

「夫を思うあまりの離縁ですか」

「そういうことですな。いったん離縁状をもらった上で、もう一度ご主人と縁を結べばいい、それだけのこと」

と番頭に言わせている。ここでは示談交渉を一度もしていないのですから、手続き上、24か月寺に滞在する「寺法離縁」で決着したことになる。24か月後にまた夫と再婚することを示唆してもいる。

4 むすび——研究者冥利

ところで、上にみた離婚と持参金の原則は、夫が離婚を請求するときは持参金を妻に返却しなければならず、妻が離婚を請求するとき持参金は放棄しなければならない。したがって、妻があくまで離縁を押し通すなら持参金は諦めなければならない。きっぱり夫にくれてやる。おせんは夫に300両の持参金を使ってほしくて駆け込んで離婚をしたいわけである。「愛するあまりの縁切寺への駆け込み」これが小説のどんでん返しである。つまりは「夫を思うあまりの離縁」ということであった。寺法離縁後に元の夫とまた再婚すればいいということになる。おせんの明るさはここにあったことになる。これが読めなかった信

次郎は作者落第とつぶやいている。

この持参金がないとき、夫の方から離婚請求するときは慰謝料を出さなければならず、その逆の場合は妻が慰謝料を出した。つまり離婚請求する方が経済的不利益を甘受したのである。これを筆者は「離婚請求者支払い義務の原則」という。恩師石井良助先生の創価大学退職記念に献呈した拙稿「江戸時代庶民離婚における夫婦財産」で論じたものである¹³⁾。第一話「梅の章 おせん」は、筆者のいう「離婚請求者支払い義務の原則」なしには成立しなかった話だといっても過言ではない。

作者・井上ひさしには、江戸の離婚の考え方をはじめ、縁切寺のこまごまとした寺法手續きや宿屋の協定などにも及んでの小説づくり。いずれにしても筆者の学説が小説家の基本的な発想、しかも重要な要素になったことは研究者冥利に尽きるといえる。

註

- 1) 『図書』2001年12月号、2～12頁。これに筆者のことが話題になっていることは高橋清徳氏ほか二、三の方からご教示いただいた。
- 2) 前掲注『図書』7～8頁。
- 3) 御用宿・柏屋の主人は、実際にも代々源兵衛を称した。歴史的事実と符合する書き様である。ちなみに、小説の時代設定の時期には御用宿は三軒あり、仙台屋主人は門(紋)右衛門、また平左衛門とも平七とも、松本屋主人は金蔵、ときに与惣右衛門、吉蔵と称した。
- 4) 井上がそう呼んでいた文献を編集部が参考文献として列挙したものである(412・413頁)。
- 5) この題名は本文のもので、目次の題名は「蚤虱虱に申渡」である。なお、この活字本の「蚤虱虱狂言」の底本は、いくつかの誤謬箇所的一致から、江戸馬喰町三丁目吉田屋小吉板(乾々斎文庫本)と推定される。これは『国書総目録』で「洗濯所より蚤虱虱どもへ御申出の事並に蚤虱虱のねがひ書」とあるもので、別に筆者所蔵の小本「洗濯所より蚤虱虱どもへ御申出之事并虫三ヶ仲間より洗濯所え願出る事」(ふさくにや文五郎板)の表紙を掲げておいた(本誌54頁)。
- 6) 若林喜三郎「歴史手帳 三虫御縮りの書」(『日本歴史』437号、1984年10月)43～45頁。ここに引用された戯文は石川県鹿島郡鹿西町の旧肝煎宅所蔵のものである。
- 7) 前掲注6)の若林の引用されたものも筆写本で、流布の態様を含めて、これの書誌的考察は不日行いたい。
- 8) 鍛冶ヶ谷(現神奈川県横浜市栄区鍛冶ヶ谷町)から歩いてきたわけだから、井上禅定という「役所図面の裏門に隣って柏屋があった。即ち今の小沢酒店の位置。鎌倉街道を隔てて寺の大門前今の荒井石屋の前に松本屋、その隣、寺役所前に仙台屋」だとすれば(『駈入寺 松ヶ岡東慶寺の寺史と寺法』小山書店、1955年10月、129頁)、小説の方では、松本屋と仙台屋の位置が逆になり、事実と相違することになる。
- 9) 御所住まい、つまり東慶寺に女が入寺するのは、ここでいうお調べが済んだあとではな

く、夫方との間で内済（示談）が成立せず、寺法離縁に係属する、夫方への出役が出立した後のことである。

10) ちなみに、拙著ではつぎのように記述している（149頁）。

東慶寺の場合、これを御用宿といい、柏屋・仙台屋・松本屋の三軒であった。満徳寺の寺役宿と同様に、夫妻双方は同一の宿に泊まらなかったのは、今日の弁護士が双方代理しないのと同じ思想が根底に存在していたといえよう。駆け込み女が宿泊した宿屋が妻方宿になり、ついで夫方が出頭したときは別の宿を取るが、三軒の宿屋間に協定がなされていた。すなわち、妻が柏屋のときは夫方は松本屋に、妻が仙台屋のときは夫方は柏屋に、妻が松本屋のときは夫方は仙台屋に宿泊したのである。

11) 拙著『三くだり半と縁切寺』170～173頁。

12) もっとも幕末期（寺法完成期）における東慶寺での縁切り手続きでは、不法の夫を持ち難渋している女が駆け込んで、離縁を願うときは、まず女は「一通り取調べる」ことであり、その後直ちに実家の者を呼び寄せ、「篤と始末相尋候」とある。駆け込み女は一通り調べるだけで、詳しい離婚事情などは実家の者から聞いたのであり、小説と実態は異なる。

13) 『創価法学』19巻3・4合併号、1990年3月、35～58頁。後に義江明子編『日本家族史論集8 婚姻と家族・親族』（吉川弘文館、2002年12月）に再録される。

【付記】脱稿後、東慶寺住職井上正道師が逝去された。謹んでご冥福を祈り、ささやかな本小稿を御霊前に捧げる。合掌。

（たかぎ ただし：前専修大学法学部教授）